

国立大学法人北海道大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的目標</p> <p>北海道大学は大学院を中心とする研究主導型の基幹総合大学であり、その起源は明治9年（1876年）に誕生した日本で最初の近代的高等教育機関である札幌農学校に遡る。</p> <p>実学を尊ぶリベラルな学園として出発した本学は、その後、東北帝国大学農科大学、北海道帝国大学を経て、昭和22年（1947年）の学制改革により北海道大学となったが、今般、平成16年（2004年）4月より、国立大学法人北海道大学として、新世紀における知の創成、伝承、実証の拠点たる大学の存在意義を厳しく自覚し、その在り方を不断の自己評価により見つけ、さらに自己改革を進める体制を整備するに至った。</p> <p>北海道大学は、その長きにわたる歴史のなかで、「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」そして「実学の重視」という四つの基本理念を一貫して掲げ、学問の自主、自由を培ってきた。すなわち、それぞれの時代の課題を受け止め新しい道を拓くこと、多様な世界に精神を開くこと、豊かな人間性と高い知性を兼ね備え、広い視野と高い識見を求め、そして、常に社会と学術双方に向けられた旺盛な実証的探求心の重視である。</p> <p>北海道大学はこれらの基本理念の今日的具體化を志向し、教育研究を通じて、人類の福祉、科学、文化及び産業の発展に寄与することを社会的使命とする。</p> <p>この使命を達成するため、北海道大学は、教育においては専門教育とリベラルアーツの有機的調和に立脚しつつ、高度の専門性と高い倫理観を有し、様々な分野において活躍する指導的中核的人材を育成し、それにより日本及び世界の発展に貢献することを目指す。研究においては、自然、人間、社会に関する真理を探究し、知の創成、新たな価値の創造に務めるため、常にその活動を前進させる責務を負う。そして、社会貢献においては、開かれた大学として産業界、地域社会、国際社会との連携により、常に教育研究の成果を広く還元す</p>	

<p>ることに努めなければならない。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科等及び附置研究所を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標 北海道大学における教育は、その基本理念に基づき、高い倫理性を持って未踏の領域を開拓し、変化する社会に柔軟に対応し、実社会に専門的能力を生かし、世界の第一線で活躍できる人材の育成を目標とする。</p> <p>この目標を達成するに当たり、研究主導型大学である北海道大学には、何よりもまず国際的競争に耐えうる高い水準の大学院課程が求められるが、同時に、北海道における唯一の国立総合大学としてのユニークな地位と教育的伝統を持つ優れた学士課程を、今後とも維持し発展させていかなければならない。そのために、学士課程と大学院課程における各々の教育の特質と目標を明らかにし、充実した教育課程の展開と不断の改善を目指す。</p> <p>(i) 学士課程 学士課程においては、市民としての自覚を持って社会に参加すること、専門の基礎となる学問やコミュニケーションの方法を身に付けること、特定の専門分野を広い視野のもとに学ぶこと、を目指した教育を通じて、国際的に通用する高度な学問的素養を持ち、健全な市民としての確かな判断力とリーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、専門職業人として指導的立場に立ちうる人材の育成を目指す。</p> <p>(ii) 大学院課程 大学院課程においては、研究主導型大学として世界的水準の研究を担うことのできる卓越した研究者を育成するとともに、基幹大学として社会に貢献しうる高度専門職業人の育成を目指す。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>①全学教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学では、教養教育（教養科目）に専門基礎教育（基礎科目）を加えて、全学の責任の下に全学の教員が授業を担当する「北大方式」という特徴ある教育を、以下のとおり「全学教育」として実施する。 ア) 本学では、教養教育をすべての学部教育にとって不可欠のコアと位置づけ、「コアカリキュラム」と称する。このように教養教育を重視する教育理念に従って、「最良の専門家による最良の非専門教育」を実施し、豊かな人間性と高い知性、並びに広い教養、すなわち、人間の生とそれをとりまく社会や自然に対する広い視野と高い視点、そして深い洞察を統合する力を身に付けさせるとともに、高いコミュニケーション能力や情報リテラシー能力などの基盤的能力、並びに異文化理解能力の育成を図ることを目指す。 イ) 専門基礎教育（基礎科目）は、数学、物理学、化学、生物学及び地学の基礎的学問分野の学力を、全学教育の段階で専門教育に必要なレベルに到達させることを目指す。 <p>②学部教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部教育では、全学教育で身に付けさせた能力等に加えて、人文・社会・自然諸科学の各分野の基礎的知識を確実に習得させるとともに、豊富な専門分野の知識を身に付けさせ、新しい課題に対して積極的に道を拓く人材を育成する。 ・ 国家試験にかかわる専門職業人を養成する学部では、専門職業人としての自覚を高めるため、専門導入教育及び実践的教育と結合した教育課程を充実させ、高い合格率を維持するとともに、それぞれの分野において指導的立場に立ちうる人材を育成する。 <p>③大学院教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修士課程においては、専門科目の履修、各研究室・ゼミ等での研究への参加及び修士論文の指導・審査により、専攻分野及び関連分野において、研究に参画する能力を持つ人材を育成する。併せて社会のニーズに対応した多様なコースの充実を図り、国際的にも活躍できる高度な専門的能力を持つ高度専門職業人を育成する。

- ・ 修士課程においては、専攻分野における高度の知識や学芸を身に付けさせ、研究に参画する基盤的能力を持った人材を育成するとともに、社会に必要とされる高度な専門的能力を身に付けさせ、国際的にも活躍できる高度専門職業人を育成することを目標とする。
- ・ 博士（後期）課程においては、専攻分野における高度で、かつ最先端の知識や学芸を身に付けさせ、独立して研究を展開し、世界的水準の研究を担うことができる人材を育成するとともに、専門的職業能力の一層の高度化を目標とする。

（２）教育内容等に関する目標

①アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- ・ 北海道大学は、毎年すべての都道府県から入学を受け入れている全国型の大学である。このことが、異なる地域的・文化的背景を持つ者同士の切磋琢磨を可能にし、望ましい教育的環境を作り出している。本学は、創立以来のこの伝統を今後とも維持し発展させ、全国各地のみならず、広く世界に人材を求める。
- ・ 北海道大学の教育目標に基づいた人材育成を行うため、学士課程教育を受けるにふさわしい学力を備えとともに、向学心・創造力・倫理性に富み、論理的思考力とリーダーシップを持つ学生を受け入れることを目指し、諸種の資質と能力をはかる多様な選抜制度を通じて入学者

- ・ 博士（後期）課程においては、独自のテーマに基づく研究を自立的に遂行するよう指導し、専攻分野及び関連分野において、独立して世界的水準の研究を展開できる人材を育成するとともに、高度に専門的な業務に従事する人材を育成する。

④卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

（i）学士課程

- ・ 基礎・専門教育及び研究経験により得られた広い視野と知見を最大限に生かし、産業界、官公庁、公益的組織及び専門的職業において指導的役割を担うこと、研究者あるいは専門職業人を志す者については、本学又は他大学の大学院に進学することを目指す。
- ・ 国家試験に係る専門的職業人を養成する学部では、取得した資格を生かして、それぞれの専門分野で指導的な立場で活躍し、社会、地域のために貢献するとともに、より高度の教育を目指して大学院に進学することも目標とする。

（ii）大学院課程

- ・ 修士課程では、専攻分野において修得した高度の知識や研究能力を最大限に生かすべく、本学又は国内外の他大学の博士（後期）課程への進学はもとより、研究、教育機関や企業等の研究開発部門への就職を目指す。また、高度専門職業人養成を行う分野の修士課程修了者は、社会のニーズに対応した高度に専門的な業務を目標とする。
- ・ 博士（後期）課程では、専攻分野において修得した高度、かつ最先端の知識と研究能力を最大限に生かすべく、国内外における大学等の高等教育機関の教育職並びに各分野の研究所及び企業の研究開発部門に就職することを目標とする。また、社会の変化に応じて多様化すると思われる高度に専門的な業務をも視野に入れる。

⑤教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・ 単位修得状況、進級状況、学位取得状況及び資格取得状況などについて点検・評価を行い、その向上に努める。
- ・ 卒業（修了）後の進路及び就職後の状況等を調査するためのネットワークを、同窓会組織等と連携して整備する。

（２）教育内容等に関する目標を達成するための措置

①アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策

（i）学士課程

- ・ 平成16年度入学から、本学の教育を受けるにふさわしい学力を備えた学生を選抜するため、大学入試センター試験で5教科・7科目を課す制度を導入する。
- ・ 平成18年度入学から、平成12年大学審議会答申、平成11年告示の高等学校学習指導要領に対応する入学試験制度改革を、前期日程試験、後期日程試験、AO入試それぞれの目的の見直しを通じて実現する。
- ・ 多様な学生を受け入れるため、2年次及び3年次編入学制度を拡充するとともに、帰国子女特別選抜については、平成16年度入学からその対象を永住権保有者に拡大する。
- ・ 入学選抜組織については、平成18年度入試をその第一段階として、既存組織の見直しと一元化を検討・実施する。

を選抜する。

- ・ 大学院課程においては、北海道大学及び各研究科の教育目標を、研究者及び専門職業人として、より高度に達成することを目指し、これに適した能力、資質、適性、個性、意欲を持ち、深い進学動機を有する学部卒業者、留学生、社会人を多面的に選抜する。
- ・ 各種のメディアを活用した積極的な広報活動を通じ、これらのアドミッション・ポリシーを入学志望者・関係者に公表周知する。

②教育課程に関する基本方針

- ・ 北海道大学の教育に関する目標を達成するため、充実した教育課程の編成に努め、創造的かつ体系的な教育内容を提供する。
- ・ 全学教育においては、コアカリキュラムの精神に則り、バランスの取れた教育課程の編成に努める。
- ・ 学部教育においては、学部専門科目の充実を図るとともに、教養科目及び基礎科目との接続を深め、体系的な学部一貫教育の実施に努める。
- ・ 大学院教育においては、広い視野を持った、世界水準の研究能力を養成するため、共通授業等により研究科の枠を越えた教育・研究面での連携を図ることを含め、指導体制の一層の充実に努める。併せて、高度専門職業人育成のための教育課程の充実に努める。

- ・ 高等学校及び入学志望者への説明会・模擬講義等を通じた情報提供、インターネットを利用した入試相談、学生の参加によるキャンパス・ツアー及び教育支援等、高大連携の拡充を図るとともに、入試広報関係の一層の整備を行う。

(ii) 大学院課程

- ・ 大学院進学ガイダンスの実施・充実並びに大学院授業のシラバス及び各研究科、専攻、研究室等の情報に関するホームページを充実させ、入学志望者に対して明確で豊富な情報を提供する。
 - ・ 多様で優秀な学生を確保するため、大学院入学機会の複数化を進める。
- ### (iii) 留学生、社会人学生
- ・ 学部・大学院とも、アドミッション・ポリシー、研究室案内等の外国語版をホームページ上に掲載し、奨学金、ポストドクター等、留学生に有益な情報を積極的に提供する。
 - ・ 大学院においては、留学生及び社会人の特別選抜を拡充し、受入の拡大を図る。
 - ・ 留学生について、上記方策のほか、後記3の(1)の③の「留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策」に掲げるところにより、受入の拡大に努める。
 - ・ 社会人の入学志望者に対して、ホームページ等を活用し、入学案内の拡充を図る。

②教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(i) 全学教育

- ・ 前記(1)の①の「全学教育の成果に関する具体的目標の設定」に掲げる内容を達成するため、教養科目は、当面、以下の「一般教育演習」、「分野別科目」、「複合科目」、「共通科目」、「外国語科目」によりバランスの取れた教育課程を編成するとともに、学生の多様な学力レベルに対応した教育開発など、不断に教育内容の充実に努める。
 - ア) 「一般教育演習」は、現在、全国最大規模の年間延べ3,000人近くが履修する本学の特色科目であり、コミュニケーション能力、学問や社会の多様性の理解能力、そして豊かな人間性を涵養することを目指している。その一層の向上のために、研究林・牧場・練習船等の大学施設を活用した学部横断・フィールド活用・体験型少人数教育の充実も含め、内容のさらなる充実に努める。
 - イ) 「分野別科目」においては、異文化理解能力等を身に付けさせることを目指し、「複合科目」においては学際的な学問の発展の理解を深めさせ、及び体育学、情報処理等の共通性の高い基礎的な科目である「共通科目」においては、特に、コンピュータの基本的利用技術に習熟させ、高度なネットワーク社会に対応できるITスキル及びITモラルを身に付けさせることを目指し、それぞれ内容の一層の充実に努める。
 - ウ) 「外国語科目」では、「読む」、「書く」、「話す」、「聞く」能力のバランスのとれた向上を図るため、CALL(コンピュータ支援言語学習)システムを使用する授業科目の拡充を図るほか、このシステムを使用する科目の必修化・能力別選択必修科目の設定などを実現するとともに、学生に対して語学の自主学習に利用するよう修学指導に努める。
- ・ 基礎科目では、入学してくる学生の学力の多様化に対応するため、中等教育以下の新学習指導要領に応じた教育課程を編成し、数学、物理学、化学、生物学及び地学に

ついて各科目ごとに「コース別履修制度」の実施を具体化する。

- ・ 北海道に立地する国立総合大学として、アイヌ民族をはじめとする北方諸民族に関する教育を充実させる。

(ii) 学部教育

- ・ 創造的かつ体系的な学部一貫教育を提供するため、教養科目、基礎科目、専門科目及び国際交流科目の充実を図るとともに、各科目間における内容の重複等を整理し、整合性を高める。
- ・ 学部専門教育における理系基礎科目については、学部の枠を越えた互換性科目（異なる学部で展開されている共通の内容をもつ科目）として単位の共通化を図ることや、これらを全学教育におけるコース別履修制度と接続させることについて検討し、成案が得られ次第実施する。
- ・ 学部・学科等の特性に応じ、研究室・ゼミへの分属等の少人数教育をさらに進め、進路指導並びに人間教育を含めた個別指導を行う。

(iii) 大学院教育

- ・ 大学院授業のシラバスを整備するとともに、総合大学として研究科の枠を越えた連携を図り、大学院共通授業科目を拡大する。
- ・ 高度専門職業人の育成のための特別な教育課程の充実を図る。
- ・ 学生の研究水準を向上させるため、修士論文、博士論文、学会誌投稿論文等の執筆や学会発表を促すよう、指導体制の充実を図る。
- ・ 学生に対して、早期に第一線級の研究者との協働を体験させるため、国内外での研究活動・学会に参加させるよう指導体制の充実を図る。

③教育方法に関する基本方針

- ・ 各学部・研究科における教育課程やそれぞれの授業の特性に適合した授業形態及び学習指導方法等を実施することを基本方針とする。
- ・ 授業方法の多様化により教育効果の向上を目指し、授業内容の改善を図るとともに、特に学生参加・少人数・体験型授業や、多様な社会経験・実地研修等の機会の拡充を図る。

④成績評価に関する基本方針

適切な成績評価は教育効果を上げるために不可欠であるとの認識に立ち、教員による厳格かつ公正な成績評価を行い、評価基準と成績分布を適切に公表することによって有効的な単位制を確立する。

③授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・ 学士課程においては、各学期ごとに、学生各自の履修科目登録における単位数の上限を設定することについて、学部単位ごとに検討し、成案が得られた学部から逐次実施する。
- ・ 教育効果を高めるため、学士課程、大学院課程とも、学生参加型授業、少人数授業及び体験型授業や、インターンシップ等の社会経験・実地研修型授業等を拡充する。
- ・ 学士課程の演習、実習等は、ティーチング・アシスタントを有効に活用し、きめ細やかに指導する。
- ・ 大学院課程における学位取得率の向上を図るため、学位授与基準の見直し及び基準設定の拡大に努める。
- ・ 情報基盤センター及び附属図書館を中心として、情報メディアを活用した教育の実施・支援を強化・拡充する。
- ・ 学生の学修意欲の向上やボランティア等の社会活動を促進するため、顕彰制度の充実を図る。

④適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・ シラバス等による成績評価基準や成績分布の公表は、既に学士課程で実施しているが、大学院課程（修士課程）においても実施するため、成績評価基準の見直しを行う。
- ・ 学士課程に「秀」評価（優の上に秀を加えて5段階評価とする）及びGPA（grade point average）制度を導入し、修学指導等に積極的に活用するよう努める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

①職員の配置に関する基本方針

北海道大学の教育に関する目標を達成するために必要な教員組織の整備・充実を図るとともに、これを有機的に機能させるための教育支援体制を強化する。

②教育環境の整備に関する基本方針

- ・ キャンパスが学生の学習及び生活の場であり、多くの人々との触れあいや多様な経験、学問を通じて人間性が育まれることに鑑み、本学特有の優れた自然環境を有効に活用して、すべての学生にとって最良の学修環境を整える。
- ・ 教育施設設備を計画的に整備充実するとともに、情報基盤センターを中心にキャンパス全体の電子情報環境を整備する。また、附属図書館の教育支援・学術情報センター機能を強化する。

③教育の質の改善のためのシステムに関する方針

個々の教員による教育活動の評価を充実させるとともに、教育貢献を業績として重視する。また、各学部・研究科の組織としての教育活動を評価する。さらに、授業改善を目的とした適切な研修の推進を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①適切な職員の配置等に関する具体的方策

- ・ 北海道大学の教育に関する目標を達成するために必要な学科・専攻等を構成し、それぞれにおける教育研究を実施するにふさわしい教員組織の整備・充実を図るため、Ⅱの3の⑥の「中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に掲げるところにより、適切な教員編制としうるシステムを確立する。
- ・ Ⅱの3の⑥の「中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に掲げるところにより、演習や実験指導等に教育支援職員を適切に配置するための体制を整備する。

②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・ 豊かな自然及び歴史的な景観を保全しながら、老朽化した施設を順次改修するとともに、バリアフリー環境の整備に努める。
- ・ 講義室においては視聴覚装置・プレゼンテーション装置等の教育設備の充実努める。
- ・ 附属図書館における学生の学習に必要な資料を充実し、留学生・国際対応サービスを拡大するとともに、学術研究コンテンツを整備し、ネットワーク情報の利用環境の改善に努める。
- ・ 情報基盤センターを整備し、それと連携してキャンパス・ネットワーク環境の充実に努める。
- ・ 学生の正課授業及び課外の体育活動のための施設の充実に努める。

③教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・ 各教育組織において、前記(1)の⑤の「教育の成果・効果の検証に関する具体的方策」に掲げるものを含め、組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価するための体制並びに評価結果を教育の質の向上及び改善に結びつける体制を確立する。
- ・ 学生による授業アンケートを引き続き実施するとともに、その結果への教員の対応を学生に公開する。
- ・ 教育活動に対する自己点検・評価の結果をファカルティ・ディベロップメント（FD）の充実のために活用する。

④教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・ 教育ワークショップ、新任教員研修会等の研修機会を一層充実させるとともに、実施時期、業務分担など、参加し易い環境を整備する。また、ティーチング・アシスタントを担当する大学院学生には、これまでどおり事前に研修を受講させ、その資質の向上に努める。
- ・ 教育に関する研究開発プロジェクトに対して、適切な学内支援措置を講じる。

⑤学内共同教育等に関する具体的方策

- ・ 学部及び大学院における外国語教育を実施するとともに、言語及び文化に関する教育研究を推進する。
- ・ 留学生に対して日本語、日本文化・日本事情の教育及び修学・生活上の指導・助言を行うとともに、海外留学を希望する学生に対する情報提供や指導・助言に努める。

- ・ 全学教育，入学者選抜及び高大連携に関する企画並びに教育方法の開発・改善及び生涯学習に関する研究を推進する。
 - ・ 学術標本の収蔵，展示，公開及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する研究を推進するとともに，地域社会への教育普及に寄与する。
 - ・ 学生及び職員の心身の健康管理に関する専門的業務を実施する。
 - ・ 保健及び体育に関する教育を実施するとともに，学生及び職員の課外活動等における体育指導などを通じて，体力の向上，健康増進に寄与する。
- ⑥学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項
- ・ 国家資格等の職業資格に関連した人材や社会的に高度な専門職業能力を有する人材の養成ニーズに対し基幹総合大学として積極的に応え，その使命を果たしていくため，公共政策大学院及び会計専門職大学院等の専門職大学院の設置を検討し，逐次その実現に努める。

(4) 学生への支援に関する目標

- ・ 学生の要望等を積極的に受け入れ，改善を図りつつ，入学から卒業・修了まで快適な大学生活を過ごさせるため，学生の自主活動を支援するとともに，奨学金等の経済的支援を強化する。
- ・ 社会の高度化，複雑化に伴い，入学してくる学生も多様化していることに鑑み，大学として，心身の健康，修学，就職等，多岐にわたる相談機能を充実・強化する。
- ・ 社会にそして世界に開かれた大学として，社会人及び留学生の学修環境の整備に努める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
- ・ 新入生ガイダンス・オリエンテーション等の内容の見直しを行うなどにより一層の充実を図る。
 - ・ 入学時のほか，在学期間中における学修・進学相談指導体制を，全学的・組織的に整備する。
- ②生活相談・就職支援等に関する具体的方策
- ・ 学生相談室，保健管理センター，クラス担任等の学生相談業務の任に当たる者の連携強化を図る。
 - ・ 学生から学習・研究環境及び生活環境に関する意見・要望を聞き，それに速やかに対応する体制は，現在，学部学生のうち全学教育履修者を対象として高等教育機能開発総合センターで実施しているが，さらに各学部・研究科を含めて全学的視点から整備拡充する。
 - ・ カウンセリング体制について，アカデミック・ハラスメント，セクシュアル・ハラスメントに対する相談体制・防止対策も含めて整備する。
 - ・ 学生のサークル活動やボランティア活動等に対する支援機能の整備充実を図る。
 - ・ 平成16年度に全学的な就職支援体制を構築し，学生への就職情報の提供，多様な就職支援活動の充実を図る。また，教育効果の向上のみならず，就職支援の観点からもインターンシップ制度の充実を図る。
- ③経済的支援に関する具体的方策
- ・ 入学料，授業料免除等の経済的支援を充実させるとともに，その採択基準の見直しについて検討する。
 - ・ 大学院学生・ポストドクターへの研究助成や国外での学会発表などに対する助成，学部学生の外国留学の助成，及び奨学金等については，本学の教育・研究活動を支援する団体等と連携を図りつつ，支援の充実を努める。
- ④社会人・留学生等に対する配慮
- ・ 全学的視点のもとに，留学生担当専任教員を配置する制度について検討する。

- ・ 本学留学生を支援する団体と連携を図りつつ、大学としての留学生の支援に努める。
- ・ 留学生及び外国人研究者の学修及び研究を実りあるものとするため、その家族を支えるボランティア団体等との連携を深める。
- ・ 社会人学生について、長期履修学生制度（標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを認める制度）を実施するなど、働きながら学修できる教育環境の整備に努める。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・ 北海道大学は、研究主導型の基幹総合大学として、あらゆる学問分野で世界的水準の競争に耐えうる研究を展開し、人文科学、社会科学及び自然科学それぞれの既存学問分野において国際的に高く評価される研究成果を示すとともに、先端的、学際的、また複合的な領域において、新しい時代の規範及び新規学問領域創生の萌芽となる研究を開拓する。
- ・ 北海道及び周辺寒冷地の自然環境、文化、産業、生活等に関わる地域性・公共性を重視した研究をこれまで以上に強化し、北海道、さらにはアジア、北方圏地域をはじめとする国際社会への貢献を図る。
- ・ 研究水準及びその成果について、適切な検証により不断の向上を図る体制を構築する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 目指すべき研究の方向性
 - ・ 全地球的な新規課題への機動的対応を図り、新たな学問領域の創生、産業活性化への貢献という視点をより鮮明にした研究の推進を図る。
 - ・ 本学が創設から現在まで継承し発展させてきた基礎及び応用科学における特徴ある学問分野をさらに強化するために、常に世界をリードする研究を推進し、その研究目的を確実に達成することを基本とする。
 - ・ 本学の研究の特徴である北海道の特性・地域性に根ざした研究を引き続き推進する。
- ② 大学として重点的に取り組む領域
 - ・ 北海道大学の基本的目標に鑑み、数理・物理科学、ナノテクノロジー、生命医科学、バイオテクノロジー、情報科学、エネルギー科学、地球環境科学、人間・社会統合科学、グローバルイノベーション研究、知的財産研究等の新たな時代における問題解決及び技術革新が要求されている先端的・複合的領域において、世界的研究拠点として、あるいは研究拠点形成を目指して、研究を推進する。
 - ・ 上記領域のほかに、旧来の学問体系を超えた新たな学問領域の創生を果たすために、複合的学際的領域における世界的研究拠点形成の核となりうる研究を推進する。
 - ・ 地域社会の文化的・経済的活性化及び公正な発展への貢献のため、特にその歴史・文化、自然及び社会環境に対する理解を深めるとともに、地域産業の高度化・安定化等並びに新規起業に寄与する研究を推進する。
 - ・ 基幹総合大学として、大学のみが能く担いえる基礎的領域における研究の今日的及び将来的意義を見極め、その成果を発展的に継承することに努めるとともに、近未来における人類の福祉への貢献はもとより、さらに普遍的な視点に立った研究の推進にも努める。
- ③ 成果の社会への還元に対する具体的方策
 - ・ 成果を市民や地域社会、企業等に分かり易く伝えるため、印刷物、データベース、ホームページ等の多様な媒体を用いた広報活動及び放送、インターネット等の手段を含めた公開講座、公開展示等の充実を図り、北海道大学を基点とする情報発信の頻度を高める。
 - ・ 産学官連携のもとで、研究成果を産業技術として社会に移転・還元する体制のより一層の整備を図るとともに、連携基盤醸成のための交流事業を推進する。
 - ・ 研究者個人のみならず大学としても、企業等との密接な連携体制を構築し、技術交流、人材交流、人材育成などを通じて、研究成果を社会に還元する。
 - ・ 成果の社会への還元に資するため、知的財産たる特許取得件数の増加を目指す。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

学際的複合的な新規学問領域の創生と社会の急激な変化に対応した時代の要請に対する機動的な対応を常に念頭において、

- ・ 高度な研究の維持と一層の推進を可能にする柔軟な研究組織及び世界水準の研究環境、充実した支援基盤を整備するとともに、教員の流動化を促進する。
- ・ 組織としての研究活動及び個々の研究者による研究活動を厳正に評価するシステムを確立するとともに、そのシステムを研究の質的向上と改善にフィードバックしうる体制を構築する。
- ・ 研究活動より生じた知的財産について、これを適正に管理し、社会に還元するシステムを整備する。

- ・ 地球規模での自然環境保全と人間活動の両立を目指す資源有効活用、持続型食糧生産等の人類共生に関する研究を通じ、世界、とりわけアジア及び北方圏の環境と生活向上並びに産業・経済等の発展に寄与することに努める。
- ・ 北海道の産業・経済及び自治の活性化に寄与する研究をより一層推進するとともに、北海道の歴史及び民族の研究を促進し、北海道文化の発展にもこれまで以上に貢献する。
- ・ 成果発表としての学術書及び優れた教科書、並びに研究成果の社会への普及を図る啓発書・教養書等の刊行を推進する活動への支援に配慮する。

④ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・ 研究成果を、それぞれの研究分野において評価の高い学術誌に原著論文として、あるいは国際的に通用する著書として公表するとともに、国内外の学会・シンポジウム等において世界に向けて発信するように努める。
- ・ 研究領域ごとに専門家による外部評価を受ける体制づくりを進める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

① 戦略的研究推進に関する具体的方策

- ・ 研究推進戦略に関わる組織を編成し、本学の主導すべき研究プロジェクトの推進等について立案するとともに、本学における研究推進体制の在り方について多角的に検討する体制を立ち上げる。
- ・ 大型研究教育プロジェクト等の獲得を円滑に行うための情報収集・分析、企画立案・調整を行う体制を整備する。

② 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・ 大学としての将来計画並びに研究課題の規模及び重要度・緊急度に応じた機動的な研究者配置を行うため、Ⅱの1の⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるシステムを活用した採用を行う。
- ・ 研究分野の特性に応じ、民間組織・政府機関等から幅広く多様な人材を獲得するため、人事採用システムの弾力化を図る。
- ・ 研究者の流動性を高めるとともに優れた人材を確保するため、Ⅱの3の③の「任期制・公募制など教員の流動性向上に関する具体的方策」に掲げるところにより、任期制の導入や公募制の推進に取り組む。
- ・ 研究の効率的な推進と円滑な実施、特に重要度・緊急度の高い部門を支援するため、技術職員や事務職員を適正かつ柔軟に配置する。

③ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・ 研究者個人や小規模グループが推進する研究プロジェクトは、それぞれの研究者が外部資金として獲得した競争的研究費による実施を基本とするが、基礎的・基盤的研究領域で、外部資金の獲得が難しい初期段階の萌芽的研究等については、重要性や戦略性等を勘案しつつ、Ⅱの1の⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるシステムを活用した研究資金の支援を行う。
- ・ 本学の伝統と特色を生かした基礎的・応用的研究、地域・国際貢献に関する研究、世界的レベルの拠点形成研究、大学が主導すべき戦略的プロジェクト研究等について

は、その規模と重要度・緊急度を勘案しつつ、必要に応じて上記システムを活用した研究資金の支援を行う。

- ・ 外部からの新任教員に対する支援促進制度（スタートアップ経費）を設ける。
- ④研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
 - ・ 高度な研究設備のより横断的効率的な利用を図るため、設備・機器等を全学的に共用する体制を整備拡充する。
 - ・ 大学主導の重点的研究プロジェクトの実施に必要な設備は学内共同利用設備として整備し、円滑な共同利用体制の構築を図る。
 - ・ 複合的・学際的な研究や共同研究実施に係る研究ネットワーク構築に資するため、札幌キャンパス以外の諸施設を含め大学全体として施設・設備の適切な整備を図る。
- ⑤知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
 - ・ 知的財産の大学帰属の原則を徹底し、知的財産の管理、活用等に関する業務を行う組織を編成し、学内研究科、研究所等（以下「研究科等」という。）にある知的財産についての集積・一元管理体制を整備する。
 - ・ 研究成果の取扱い及び知的財産の管理・活用に関する「知的財産ポリシー」等を整備するとともに、「利益相反」のマネジメント等について「利益相反ポリシー」を整備し、その普及を図る。
 - ・ 知的財産の創出、取得、活用の一層の促進を図るため、セミナー等を通じて広く知的財産に関する啓発を行う。
 - ・ 広報活動やデータベースの整備により知的財産に関する情報の発信を進め、企業等との連携により、知的財産の活用を積極的に推し進める。
- ⑥研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - ・ 各研究組織において、前記（１）の④の「研究の水準・成果の検証に関する具体的方策」に掲げるものを含め、組織としての研究活動及び個々の研究者による研究活動を評価する体制並びに評価結果を研究活動の質の向上及び改善の取組に結び付ける体制を確立する。
 - ・ 研究目標、研究計画、研究体制管理、投入研究資源、研究成果等につき客観的多面的な評価項目を設定するなど研究活動の評価を行うに当たって公正中立を期すための方策を検討し、平成17年度中を目途に成案を得る。
- ⑦全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
 - ・ 学内の全国共同利用の附置研究所・全国共同利用施設を中心として、他大学等との連携による効果的な共同研究を推進し、全国に開かれた研究拠点としての地位のより一層の向上を図る。
 - ・ 本学における特色ある研究を推進するため、既存学問分野のさらなる発展と深化の促進並びに異分野の融合による新しい研究の芽生えを誘導することを目指し、重要度・緊急度に応じた大規模共同研究を戦略的に推進する。
 - ・ 触媒化学に関する研究、情報の発信及び交流拠点としての活動を推進し、この分野における全国共同研究を実施する。
 - ・ スラブ・ユーラシア地域に関する総合研究を推進するとともに、この分野における全国及び国際共同研究を実施する。
 - ・ 全国共同利用設備を含む情報基盤を整備し、情報化を推進する研究開発並びに情報

メディアを活用した研究教育の実施及び支援を行う。

- ・ アイソトープを利用する研究教育において共同利用施設の活用を図る。
 - ・ 分析機器を利用する研究教育において共同利用施設の活用を図る。
 - ・ 高機能エネルギーマテリアルの開発基盤を構築するため、共同利用施設を整備する。
 - ・ 基礎的・学際的研究から応用、開発及び実用に至る研究並びにこれらの研究支援を行い、本学と産業界等との研究協力を推進する。
 - ・ 量子集積エレクトロニクスに関する研究を推進する。
 - ・ 北方生物圏におけるフィールドを基盤とした総合的な研究教育を推進する。
 - ・ ベンチャー・ビジネスの萌芽となる独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成する。
 - ・ 新たな学問領域の創成及び研究科等横断的な研究を推進する。
- ⑧学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項
- ・ 高度情報化社会に対応するために既存の関連学問分野を統合した「情報科学」を担う研究教育組織を確立し、発展させる。
 - ・ ジェンダーに関する研究教育、及びアイヌ民族をはじめとする北方諸民族に関する研究教育を総合的に推進する体制の構築を図る。
 - ・ 文理融合型の研究教育を適切に推進する体制の構築を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

社会連携、産学官連携、国際交流を実施する体制及び環境を整備し、関連事業を推進することにより、世界水準の研究を促進するとともに、教育研究成果の産業界、地域社会及び国際社会への還元を積極的に進める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

①地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・ 社会連携に関する情報発信機能を充実させるため、ホームページ活用の一層の推進を図るとともに、特に本学における研究者及び研究活動情報についてはそれらのデータベース化を進め、その公開・供用により、地域社会、産業界との交流の強化を図る。
- ・ 国・地方自治体、経済・文化団体、非営利団体等を含む地域社会の行政、文化、産業活動等への貢献のため、各種審議会、委員会、研究会への参加等を含め、それらを専門的見地から評価、助言する活動を拡充する。また、行政、文化、産業、教育、福祉、医療等の様々な分野において活躍中の専門職業人等を対象とした講演会、講習会活動をより充実させるとともに、本学の様々な制度を活用したリカレント教育を実施する。
- ・ 地域の社会人教育等を推進するため、公開講座や市民を対象とした教育活動、施設利用等を通じ、基幹総合大学の特色を発揮した、潜在的知的好奇心を満足させる社会教育サービス事業を企画・実施する。
- ・ オープンキャンパス事業、出前講義、学部講義への受入及び公開講演活動等を通じた初等・中等教育との連携を充実させる。
- ・ 地方自治体等の生涯学習計画の企画・立案・各種相談並びに交流事業等に積極的に参加し、地域社会の文化的活性化に貢献する。
- ・ 本学学部卒業生、大学院修了者の各同窓会組織の連絡・協力体制の整備を支援し、本学の研究、教育・社会連携等に関する意見交換を広く行いうる体制の構築を図る。

②産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・ 大学と産業界を結ぶリエゾン機能を一層強化するため、リエゾンオフィス体制の整備を進めるとともに、学内の連絡調整機能を充実させる。
 - ・ 産学官の連携・協力機能が集積された札幌北キャンパスにおいて、関連する研究所等のほか、産学連携施設、民間資金活用関連施設の整備を図り、交流のさらなる活性化を推進する。
 - ・ 技術相談会及び交流セミナー等の開催を積極的に進めるとともに、学内の研究施設・装置の活用方法を整備し、共同研究や受託研究をさらに推進する。
 - ・ 寄附講座の設置により研究・教育両面での産学連携を推進するとともに、学外機関研究員の受入体制を整備する。
 - ・ 地方自治体・企業と連携し、社会のニーズに対応した研究プロジェクト等について札幌北キャンパスの研究スペース・施設を活用し、研究開発から事業化・育成を行う体制の構築を進め、技術移転及び起業促進を図るように努める。
 - ・ 産学官連携の拠点としての「北海道大学東京オフィス」の機能強化を図るとともに、海外における研究機関・大学や企業等との連携活動拠点の形成に努める。
- ③留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
- ・ 国際交流の企画立案にあたる組織を平成16年度から設置し、国際交流の活性化を図る。
 - ・ 国際交流の在り方等について海外大学等の有識者による外部評価や意見交換等を実施する。
 - ・ 大学間の交流協定の増加を図る一方、現在締結している協定については交流内容及び交流実績により見直しを行い、国際交流を量的にも質的にも向上させる。
 - ・ 交流協定を締結した大学との間において、相互の交流拠点形成の実現に向けた計画を整備する。
 - ・ 留学生双方向交流の拡大に向け、大学間の学生交流に関する覚書の増加や単位互換制度の充実に努める。
 - ・ 交流基盤拡大のため、外国人研究者招聘、教員の在外研究、事務・技術職員の海外研修等を推進する。
- ④教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策
- ・ 国際援助機関等による各種共同研究、国際共同開発プロジェクトの獲得・実行を支援するための学内体制を整備する。
 - ・ 国際開発協力実施のための学内基盤醸成及び人材育成を図るため、関連実務経験者によるセミナー、国内外の開発援助機関による研修会等の機会を確保する。

(2) 附属病院に関する目標

- ・ 教育、研究、診療のそれぞれの課題と役割を明確にしつつ、先端的医療を実践する拠点を形成する。
- ・ 医学部・歯学部への臨床医学教育、医学研究科・歯学研究科の学生に対する臨床研究を通して、全人的医療人の育成を目指す。また、本学の他研究科等や企業、官庁と連携し、高度先進医療の基盤となる研究や技術開発を促進し、その成果を日常の診療に還元する。一方で社会に開かれた病院とし、専門性の高い医療の実践、地

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ①良質な医療人養成の具体的方策
- ・ 医学研究科・医学部及び歯学研究科・歯学部との密接な連携の下に、卒前、卒業後教育並びに生涯教育の実施体制を整備する。また、基礎研究を臨床医学に移転する臨床研究を主体的に展開する。
 - ・ 卒前、卒業後教育に関しては、救急医療を含む実践教育を重視するだけでなく、全人的医療人の養成に努める。
 - ・ 医師・歯科医師の生涯教育並びに地域医療支援に資するため、最新の研究成果や医療情報の提供、技術指導、共同研究を行う。

<p>域医療支援，市民への健康サービスを行う。これらの活動を実現するために，教育，研究，診療の各部署にそれぞれ専門性の高い優れた人材を配置するとともに，経営を効率化し，健全な病院経営を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これらの活動並びに組織運営体制について，外部評価を受ける。 ②研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子工学を用いた細胞治療，高度先進医療，探索医療（トランスレーショナル・リサーチ）及び治験研究を積極的に推進するための組織と施設の整備に努める。さらに，産学共同研究を推進し，研究成果の産業界への移転を図る。 ・ 包括的な臨床試験や地域連携型の治験を推進し，新しい医療技術や機器の臨床応用を図る。 ③医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療提供体制の整備を行い，外来・病棟・中央診療部門の重点化，効率化を進める。 ・ 長期入院患者や入院児童のために，院内学級や四季の催し等の患者サービスを充実させる。 ・ 病院長の指導體制を確立し，専門的立場から病院長を補佐する制度を確立するとともに，病院専任教員の役割を明確にし，適正に評価する体制をつくる。 ・ 看護部，薬剤部及び中央診療部の合理的再編を進め，病院運営の改善，効率化を図る。 ④適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点化した診療体制において必要な人員配置に努める。また，職員の知識・技術の向上を目的とした研修の受講機会を確保し，職務能力の向上を図る。 ・ 外部から研究支援者，技術者を積極的に受け入れるとともに，優秀な看護師，技師，事務職員を確保するために，職員の勤務環境の整備に配慮する。
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 ① 法令及び学内措置により設置する運営組織を効果的・機動的に運営するとともに，研究科等のボトムアップ機能に配慮することなどにより，戦略的かつ機動的なトップマネジメントを推進する。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ①全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の趣旨に則して経営協議会及び教育研究評議会並びに役員会の運営を行うとともに，そのプロセスにおいて研究科等のボトムアップ機能にも十分配慮することを基本として，総長による戦略的かつ機動的なトップマネジメントを推進する。 ・ 学術研究の動向，学生や社会の多様なニーズ，地域社会や国際社会への貢献等を踏まえつつ，本学の教育・研究のより一層の活性化と質の向上を図るため，後記⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるところにより，戦略的な経営資源の配分システムを構築し，効果的に運用する。 ②運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総長及び理事の迅速な意思決定と円滑な業務執行を確保するとともに，経営協議会及び教育研究評議会における効果的・機動的な審議に資するため，平成16年度から学内措置により以下の運営組織等を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 総長又は理事のリーダーシップの下に，全学的業務に関し，企画立案を主たる任務とする「総長室」と円滑な業務処理を主たる任務とする「全学委員会」を設置する。その際，法人化前の各種学内委員会をそのまま引き継ぐことなく，その任務・構成を見直すなどして真に必要なものに精選するほか，審議プロセスの効率化を図る。 イ) 総長又は理事の業務遂行を機動的に補助するため，役員補佐制度を設ける。 ウ) 総長又は理事と研究科等の長とが十分な意思疎通等を行い，全学的業務に係る効果的な企画立案や全学的な運営方針の円滑な具体化に寄与することを任務とする。 </p>

② 研究科長等が、研究科等の実情に応じ、機動的かつ戦略的な研究科等の運営を行える体制を整備する。

③ 事務職員が教員と一体となって大学運営業務に従事する体制を確立するための基盤を整備する。

④ 限られた学内資源を効果的に活用し、教育研究の活性化等を図るため、その一部を留保し、総長のリーダーシップの下に、戦略的に配分するシステムを確立する。

⑤ 社会の知見を活かしつつ、戦略的かつ機動的な法人の経営を推進するため、学外の有識者・専門家を必要に応じて登用する。

る連絡調整組織を設置する。

③ 研究科長等を中心とした機動的・戦略的な研究科等運営に関する具体的方策

- ・ 研究科長等のリーダーシップの下で、全学的な運営方針を踏まえつつ、自律的な教育研究活動の改善や研究科等の運営を行えるようにするため、平成16年度から研究科等の規模等に応じ副研究科長等を置くことができる制度を設けるとともに、研究科等の必要に応じてアドバイザーボードを置くなどして、研究科長等の補佐体制を整備する。
- ・ 研究科長等の迅速な意思決定や機動的な業務執行に資するため、教授会の審議事項を教育研究に関する重要事項に精選するとともに、研究科等の実情に応じて、代議員会や専門委員会の活用を一層促進する。

④ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・ 教員と事務職員とが協働して業務を遂行する体制の確立を目指し、前記②の「運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策」に掲げる「全学委員会」や「総長室」の運営に当たっては、構成メンバーとして適切な事務職員を参加させるほか、関連事務組織との密接な連携を図る。
- ・ 事務職員が全学又は研究科等の運営業務全般に係る企画立案等に積極的に参画しうる基盤整備の一環として、後記3の⑤の「事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策」に掲げるところにより、事務職員の資質向上を図る。

⑤ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・ 本学における教育研究のより一層の活性化と質の向上を図るため、総長のリーダーシップの下に、以下のような資金、人員及びスペースに係る学内資源を戦略的に配分するシステムを確立する。
 - ア) 資金については、研究科等における教育研究を維持する資金の確保に留意しつつ、運営費交付金並びに間接経費及び奨学寄附金の一定割合を全学に留保し、個別の事業内容をベースとする重点配分と研究科等における教育研究の活性化や改善のための取組の進捗状況に関する評価をベースとする傾斜配分とに分けて執行する。なお、傾斜配分については、研究科等における教育研究の活性化度を評価する基準等を検討し、平成18年度を目途に実施する。
 - イ) 人員については、運営費交付金の一定割合を全学に留保し、新規性、先端性等特色ある教育研究プロジェクトや、学術的・社会的要請に応える組織再編成、経営管理の推進に繋がるものなどについて、優先的に配分する。
 - ウ) スペースについては、引き続き新設・改修施設整備面積の20%を目標に共用部分を確保するなどして、大型の外部資金を導入した研究プロジェクトや研究科等の枠組みを越えて行う教育研究等に優先的に割り当てる。

⑥ 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・ 社会の幅広い知見を大学経営に積極的に活かすため、法令の趣旨に則して、役員のほか、経営協議会の委員に幅広い分野から学外者を迎え入れる。
- ・ 役員及び経営協議会の委員以外に、職員についても、大学の経営機能の向上に資するため、学外の幅広い分野から専門知識・技能を持つ人材を必要に応じて登用する。
- ・ 上記により学外者を教員として登用する場合は、前記⑤の「全学的視点からの戦略

⑥ 財務規律や業務運営の合理性等の確保に資するため、効率的な内部監査機能の充実を図る。

⑦ 社団法人国立大学協会の場合等を通じて、国立大学間の自主的な連携・協力を促進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

学術研究の動向や社会的ニーズ等を踏まえつつ、教育研究組織の見直しを行うシステムを確立し、成案が得られたものから逐次実施する。

3 人事の適正化に関する目標

① 組織の活性化を促進し、教育研究の質的向上を図るため、職員の能力・業績の適正な評価、柔軟な人事制度の構築及び教員の流動性や多様性の確保に関する方策について検討し、成案が得られたものから逐次実施する。

的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げる戦略的配分システムを活用するほか、平成16年度から選考採用についても総長のリーダーシップの下で行う仕組みを設ける。

⑦ 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・ 経理面における内部統制システムの妥当性の検討・評価やその運用状況の監視と、業務諸活動の合法性や合理性の検討・評価を行うため、総長直属の内部監査組織を平成16年度から設置する。
- ・ 内部監査を行うに当たっては、内部監査機能と会計監査人や監事の行う監査機能が密接に関連していることを考慮し、会計監査人及び監事との連携・協力を図りながら、効率的に実施する。

⑧ 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・ 社団法人国立大学協会の一員として、また北海道内における基幹総合大学として、後記4の②の「複数大学による共同業務処理に関する具体的方策」に掲げるものを中心に、自主的な連携・協力を促進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

① 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・ 本学の基本的な教育研究組織の見直しについては、当該組織の長のリーダーシップの下で自主的・自律的に検討することを原則とし、自己点検・評価の結果及び国立大学評価委員会の評価結果並びに役員会からの要請等に基づいて検討するためのシステムを確立する。
- ・ 自己点検・評価の結果や国立大学法人評価委員会の評価結果等に基づき、役員会が戦略的視点から教育研究組織の見直しに取り組む必要があると判断する場合には、役員会直属の組織を設置して、上記の基本的な教育研究組織を含めて検討できるシステムを確立する。

② 教育研究組織の見直しの方向性

- ・ 大学院において、学生所属組織と教員所属組織を分離することによって、伝統的な学問分野での研究の蓄積を発展的に継承するとともに、先端的・学際的な研究と知識の教授を目的とする「学院・研究院」構想を検討し、成案が得られたものから逐次実施する。
- ・ 質の高い専門法曹を幅広く養成するため、平成16年度に法学研究科に法律実務専攻を設置し、専門職学位を授与する。

3 職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

① 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・ 職員の主体的な資質向上や職務遂行を促し、本学における教育研究活動の成果を最大化していくため、「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）に基づく改革の進展状況や私立大学における動向等を勘案しつつ、職員の能力や業績を的確に把握しうる公正で納得性の高い人事評価システムの整備について検討し、平成19年度を目途に実施する。

- ・ 上記人事評価システムの整備と連動させて、能力や業績を適正に評価した人事配置・昇進等を行うとともに、能力、職責及び業績を適切に反映したインセンティブの高い給与処遇を実現する新たな人事・給与制度の導入について検討し、平成19年度を目途に実施する。

②柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・ 本学における教育研究活動の成果を社会に還元し、産学官連携の推進や地域社会への貢献を円滑に推進できるようにする視点から、学生の教育に支障を生じたり、大学と教員との利益相反が生じたりしないよう留意しつつ、教員の兼職・兼業を柔軟に認める制度を平成16年度から実施する。
- ・ 教育研究に従事し、社会の様々な分野に寄与することが求められている教員の職務の特性に鑑み、労使協定を締結し、平成16年度から主として研究に従事する教員に裁量労働制を導入する。
- ・ IIの1の⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的な方策」に掲げるところにより採用する外国人教員や任期付き教員等を対象とした年俸制の導入や、民間から人材を登用した際の弾力的な給与格付け等を視野に入れた柔軟な給与制度の設計について検討し、平成17年度中を目途に実施する。
- ・ 授業等の職務から離れて自己研鑽を行う機会等を付与するためのサバティカル・リーブを一定の要件の下に導入することを検討し、平成18年度中を目途に実施する。
- ・ 定年に達した優れた教員を引き続き本学の教育研究業務等に従事させるため、勤務延長制度や再雇用制度を平成16年度から導入し、その適切な運用を図る。

③任期制・公募制など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・ 教員の流動性を向上させ教育研究の活性化を図るため、再任可能な任期制を一定の要件の下に導入することについて、研究科等の組織単位ごとに全職種を対象として検討し、成案が得られた研究科等から逐次実施する。また、IIの1の⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるところにより採用する教員については、平成16年度から任期制を導入する。
- ・ 教員に多様な経歴・経験等を持つ優れた人材を確保するため、教員の採用及び昇進に当たっては、引き続き原則として公募により行う。

④外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・ 本学が学術研究と人材養成の面で日本のみならず世界の発展に貢献することを目指す視点から、国際公募制の導入の検討や給与制度を柔軟化するなどして、外国人教員採用促進に必要な基盤整備を行う。
- ・ 男女共同参画社会基本法並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の精神に則り、ポジティブ・アクションを含めた総合的な施策を講ずるための担当組織を設置するなど種々の取組により、女性教員の比率を高める。
- ・ 育児にあたる必要の生じた本学の職員や大学院学生、ポストドクター、外国人研究者等が安心して就労又は就学できるようにするため、保育園「子どもの園」の運営の充実等育児環境の充実整備に努める。

② 優れた事務職員等を確保するため、公正な採用の仕組みの確立及び資質の向上等を図る方策を実施する。

⑤事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・ 事務職員等の採用は、試験採用を原則とし、その方法では適切な人材を得がたい場

- ③ 中長期的展望の下に、柔軟な教員編制システムを確立し、助手及び技術職員等の職種の在り方についての見直しを行うとともに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務組織の機能や編成を適宜見直し、機動的な事務組織編成になるようにするとともに、アウトソーシング等により、事務処理の簡素化・効率化を図る。

合には、選考により行う。

- ・ 事務職員の人事管理に当たっては、各職員の意欲・適性・能力等を勘案しつつ、男女の均等な機会や待遇の実質的な確保に努めるとともに、階層別や専門別研修、民間企業や私立大学との人事交流等を実施する。また、新たにコース別人事管理制度の導入について検討し、平成18年度を目途に実施する。
- ⑥ 中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
- ・ 研究科等における教授、助教授、講師及び助手に係る職や人員数、財源を流動化させ、研究科等がその戦略に基づき柔軟な教員編制としうるシステムを確立する。
 - ・ 助手等の職務実態が多様であることに鑑み、現状を調査・分析の上、職務内容に応じた処遇等その在り方についての見直し方策を検討し、平成16年度中を目途に結論を得る。
 - ・ 教育研究支援機能を充実するため、技術職員に係る組織や人材養成システム等の在り方についての見直し方策を検討し、平成16年度中を目途に結論を得る。
 - ・ 高度の専門性を有する業務に従事する職員を確保するため、教員、事務職員等従来の画一的職種区分にとられない職種を設定し、効果的な運用を図る。
 - ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策
- ・ 法人化に伴う業務や本学が戦略的に推進すべき業務を事務局組織が適切に担いよう、事務局組織の機能・編成を適宜見直し、より効率的なものに改善する。
 - ・ 事務職員の効率的配置の視点から、研究科等の事務のうち定型的な人事、経理事務等を合同処理する体制を確立する。
 - ・ 研究科等の図書関係部門を附属図書館事務部の下に一元管理し、図書及び雑誌等の発注、受入、目録作成等の管理業務を集中化する。
 - ・ 事務組織を巡る環境の変化に応じた機動的な人員配置を行えるようにするため、事務職員を全学的に一元管理する仕組みを確立する。
 - ・ 特定研究科等に定員内職員として配置されている教室系事務担当者について、限られた人員を有効に活用するなどの視点から、段階的にその廃止に取り組む。
- ② 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策
- ・ 事務職員等の採用試験に関する業務等、複数大学が共同して行うことにより、効率的な業務処理を期待しうるものの有無について検討し、成案が得られたものから逐次実施する。
- ③ 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策
- ・ 本学における各種業務の内容・性格等を分析し、アウトソーシングが可能かどうかを例外なく検討する予算編成と一体化した仕組みを確立する。
 - ・ 経理、人事等の事務処理の一層の電子化に取り組み、業務の効率化を図る。

Ⅳ 財務内容の改善に関する目標

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

外部資金その他の自己収入は、当該資金や収入を伴う事業の性格を勘案しつつ、その増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標

管理的経費については、その実態を把握した上で、適切な方策を講じつつ、抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産は、その実態を常に把握しつつ、良好の状態において管理するとともに、資産保有の目的に応じて効果的・効

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

① 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・ 科学研究費補助金等競争的資金については、関連情報を幅広く収集し、適時に提供できる体制を整備するなどして、中期目標期間中における獲得資金総額が、平成15年度以降における関連予算の平均伸び率に相当する水準に達するよう努める。
- ・ 産業界、地方自治体、同窓会等との連携を強化するとともに、研究者の研究内容や研究成果等に係る情報を広く社会に発信することにより、中期目標期間中における受託研究、共同研究、奨学寄附金等外部資金の獲得総額が、平成15年度以降における国内総生産の平均伸び率に相当する水準に達するよう努める。
- ・ 本学教員の外部資金への応募、採択及び獲得額の状況を、毎年度、研究科等別に整理し、公表するとともに、研究分野の特性を考慮しつつ、外部資金の獲得額の多い教員については、Ⅱの3の①の「人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策」に掲げる取組の一環として特別な処遇をするための方策を実施する。

② 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・ 学生納付金については、教育の機会均等や優秀な学生の確保等に配慮しつつ、国が定める基準の範囲内で設定する。
- ・ 附属病院については、良質な医師を養成する教育面及び先端的医療を実践する研究面において果たすべき役割並びに患者サービスの向上に配慮しつつ、引き続き、経営の効率化を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医業収入を確保するよう努める。
- ・ 入場料、家畜治療収入、公開講座の講習料等のその他の収入については、適切な広報活動を行うことなどにより、増収に努める。
- ・ 知的財産の創出、取得、管理、活用等に関する業務を行う組織体制を構築して、本学の研究成果である知的財産を一元管理した上で、積極的に内外に公表し、企業等との連携を図ることにより、技術移転を積極的に進め、特許の実施による収入増に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学に共通する管理的経費については、研究科等別管理運営体制の集約化や消耗品等の一括購入等により、節減に努める。
- ・ 光熱水料については、教育研究の充実に伴い増加が予想されるが、使用エネルギーの実態等の把握・分析や省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく計画を実施するとともに、実態把握に基づいた情報の公表や省エネルギーに対する啓発活動を行うことにより、その抑制に努める。
- ・ Ⅱの4の③の「業務のアウトソーシング等に関する具体的方策」に掲げるところにより必要な措置を講じ、管理的経費の節減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 資産の効果的・効率的な運用を行い、かつ、適切なリスク管理が全学的に行われるための組織体制を整備する。

<p>率的な運用に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資産の実態を常に把握・分析し、随時経営判断のための情報提供が出来る仕組みを確立する。 学術情報の流通と共同利用を促進することにより、附属図書館及び研究科等図書室で所蔵する図書及び雑誌等の重複削減に努め、効率的な運用を図る。 施設の有効活用等及び維持管理については、Vの1の③の「施設等の有効活用に関する具体的方策」及び④の「施設等の維持管理に関する具体的方策」に掲げるところにより、必要な措置を講ずる。なお、教育研究活動に支障を来さない範囲で、学外者に対し短期間の有償貸付（一時使用）を行う。
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>自己点検・評価を有効かつ効率的に行い、評価結果を公表するとともに大学運営の改善等に結びつけるシステムを確立する。</p> <p>2 情報公開の推進に関する目標</p> <p>国民に支えられる大学として社会に対する説明責任を果たすため、教育研究、組織運営など広範囲にわたる各種情報を広く公開・提供する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>①自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> Iの1の(3)の③の「教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策」及び同2の(2)の⑥の「研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策」に掲げるところにより構築する各教育研究組織の体制と連動させつつ、それらの機能が効率的に発揮しうよう支援するとともに、全学的業務に係る自己点検・評価を実施することを任務とする全学システムを確立する。 評価に必要不可欠なデータを全学的に集約、蓄積し、評価に迅速かつ効率的に利用できる基盤を平成18年度中を目途に構築する。 社会に対する説明責任を果たすため、授業アンケートの結果などを含む自己点検・評価の結果を、ホームページ等により公表する。 <p>②評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 前記①の「自己点検・評価の改善に関する具体的方策」に掲げる全学システムの一環として、各種自己点検・評価並びに各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果を分析し、全学的視点から教育研究活動や業務運営の改善に効果的に反映させるための学内体制を確立する。 評価結果を学内資源の配分を行う際の基礎資料として活用するためのシステムをIIの1の⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」の一環として検討し、平成18年度を目途に実施する。 教員の教育、研究、管理運営、社会貢献に関する実績を評価しインセンティブ付与に適切に結びつけるシステムをIIの3の①の「人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策」の一環として検討し、平成19年度を目途に実施する。 <p>2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学における教育研究活動面に関する多彩な情報を、広報資料及びホームページを活用して、より分かり易く公開・提供する。 本学の中期目標、中期計画、年度計画、財務内容等組織運営面に関する情報を、ホームページを用いて積極的に発信する。 学外からの多様な問い合わせに応える方策として、ホームページ上にFAQ

(Frequently Asked Question) を掲載するとともに、平成17年度中を目途にFAQに対応する学内体制を整備する。

- ・ 世界に対して広く情報を発信するため、英文版のホームページの充実を図る。
- ・ 北大交流プラザ「エルムの森」を広報拠点の一つとして位置づけ、中学校・高等学校の生徒や一般市民等来学者に対するサービスを充実する。
- ・ 「北海道大学東京オフィス」を拠点として、首都圏近郊における情報の発信と収集を充実させるほか、企業等との連携の促進及び同窓会組織との交流を図る。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ① 北海道大学の施設長期計画を具現化し、教育研究の成果を上げるとともに、文化性や国際性に豊み、人と環境に優しいエコ・キャンパスを目指して、計画的な施設設備の整備に取り組む。
- ② 既存施設の使用実態の点検・評価に基づき、全学的な有効活用の促進を図る。
- ③ 教育研究のための良好な施設環境の保持と安全性の確保を図るため、予防的な施設の維持管理体制を整備するとともに、資産価値の保全を図る。
- ④ 教育研究の目標を具現化するため、施設の自己点検・評価結果や社会的要請にも配慮しつつ、全学的かつ中長期的視点に立った着実な施設整備を行うことにより、必要となるスペース・機能の確保・充実に努める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- ① 施設設備の整備に当たっては、本学のキャンパス・マスタープラン96に基づいて着実に取り組むこととするが、同プランについては、作成時以降の財政状況や社会情勢の変化、教育研究の新たな進展による施設需要等を踏まえ、その適切な見直しを図る。
- ② 教育研究活動とその基盤となるキャンパス整備を全学的視点から戦略的に展開し、かつ、施設整備に民間資金の導入など新たな整備手法を開拓するための施設マネジメント体制を確立し、施設計画、整備、管理を一元的に行う。
- ③ 施設等の有効活用に関する具体的方策
 - ・ 既存施設の点検・評価を定期的実施するとともに、点検手法の開発や評価基準の策定に取り組み、平成18年度中を目途に成案を得る。
 - ・ 教育研究の進展に柔軟かつ機動的に対応するため、全学共用スペースの増加に努めその有効活用を図るとともに、教育研究の特性や活性状況に応じた適切なスペース配分を実施するために必要な措置を講ずる。
 - ・ 講義室・演習室等の共用室は、全学又はブロック内で空間的・時間的に共用化するなどして、共用室の利用率の向上を図る。
- ④ 施設等の維持管理に関する具体的方策
 - ・ 教育研究環境を良好に保持するために、予防保全と事後保全との費用対効果を勘案した施設設備の点検・保守・修繕等の基準の作成を行うことにより、施設の劣化を一定水準に抑制し、資産価値の保全を図る。
 - ・ 教育研究環境の安全性を確保するために、施設設備の使用状況に関する点検を定期的に行い、施設設備の改修・補修計画の立案や安全性の確認・指導等を行うための実施体制を整備する。
- ⑤ 施設等の整備に関する具体的方策
 - ・ 世界水準の大学施設を目指し、教育研究の一層の充実に資するため、建物の老朽・狭隘の解消に努めるとともに、施設設備の安全性やアメニティ等に配慮した施設の再生整備に努める。
 - ・ 学術研究の高度化と優れた研究者の養成、教育研究を通じた国際貢献を目指す大学院重点化に必要なスペースの確保・整備充実に努める。
 - ・ ライフサイエンス・情報通信・環境・ナノテクノロジーなどの卓越した研究拠点を形成するスペースの確保・整備充実に努める。
 - ・ 北海道大学病院において、先端的な医療を実践する拠点を形成するとともに、経営

の健全化に資するために必要となるスペースの確保・整備充実に努める。

- ・ 法科大学院などの専門職大学院の設置に伴い、必要となるスペースの確保・整備充実に努める。
- ・ 21世紀に相応しい全学規模の高度情報化アカデミックキャンパスの実現を図るため、情報基盤センター及び附属図書館の電子化、利便性の向上、蔵書数の増加に対応するスペースの確保・整備充実に努める。
- ・ 高い資質を備えた医療技術専門職、教育者及び研究者を育成することを目標として行われる、医療技術短期大学部の廃止・保健学科への移行により必要となるスペースの確保・整備充実に努める。
- ・ 世界に開かれた大学を目指し、外国人研究者や留学生の教育研究環境や生活環境を向上させるために必要となるスペースの確保・整備充実に努める。
- ・ 学部学生の正課授業及び課外の体育活動の充実のための体育施設や、快適な学生生活を支えるための福利厚生施設等の再生整備に努める。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センターに附属する地方施設について、本学の特色であるフィールドを利用した教育研究の更なる推進のため、老朽化した施設の再生整備に努める。
- ・ キャンパスの環境保全、バリアフリー対策、構内交通動線の整備、インフラ設備の更新等基幹環境整備の充実に努める。
- ・ 民間資金の円滑な受入れによる効果的・効率的な施設整備を行うため、環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業をPFI事業として確実に推進する。

2 安全管理に関する目標

学生や職員の安全確保及び防災・防犯対策を強化するため、全学的な管理体制の充実・整備等必要な方策を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

①労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・ 労働安全衛生法、PRT法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）等を踏まえた化学物質、毒物・劇物、危険物等の適切な保管、取扱、処分・廃棄を行うため、全学的な管理体制を確立する。

②学生等の安全確保に関する具体的方策

- ・ 学生や職員の安全確保のため、施設設備の安全点検を定期的実施するとともに、実験時における事故防止等に役立てるための安全管理マニュアルの充実とその活用を図る。
- ・ 全学的な防災・防犯管理体制を確立するとともに、施設設備に関連する防災計画として、防災マップ及びキャンパス内における危険箇所・建物等のハザードマップを平成17年度中を目途に作成する。
- ・ 災害に対するキャンパス内のインフラ設備を強化するとともに、学生や職員等の避難通路、一時的避難場所及び災害復旧拠点を整備するなど、安全なキャンパス環境の実現に努める。
- ・ 既存建物の耐震診断を計画的に推進し、新耐震基準に合致する耐震改修の促進に努める。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

112億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

磁気共鳴断層撮影システム整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部天塩研究林の土地の一部（北海道天塩郡幌延町，27，300㎡）を譲渡する。

北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部雨龍研究林の土地の一部（北海道雨竜郡幌加内町，45，995.04㎡）を譲渡する。

外国人留学生会館敷地（北海道札幌市北区北11条西3丁目19番地，1，294.42㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は，
 - ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・ 札幌団地研究棟改修 ・ 小規模改修 ・ 磁気共鳴断層撮影システム ・ 災害復旧工事	総額	施設整備費補助金 (822)
	1,829	船舶建造費補助金 (0)
		長期借入金 (254)
		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (753)

(注1) 金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況

等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

組織の活性化を促進し、教育研究の質的向上を図るため次の方策を講ずる。

- ① 公正で納得性の高い人事評価システムの整備について検討し、能力、職責及び業績を適切に反映した人事給与制度の導入に取り組む。
- ② 定年に達した優れた教員を引き続き教育研究業務等に従事させるため、勤務延長制度や再雇用制度を導入する。
- ③ 教員の流動性を向上させ教育研究の活性化を図るため、再任可能な任期制を一定の要件の下に導入することについて、研究科等の組織単位ごとに検討する。
- ④ 外国人教員、女性教員の採用を促進するための基盤整備等に取り組む。
- ⑤ 事務職員を対象とするコース別人事管理制度の導入に取り組む。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 238, 255百万円 (退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業

・事業総額：6,115,195千円

・事業期間：平成16年～30年度(15年間)

(単位：百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
施設整備費	0	33	184	306	368	366	1,257	3,292	4,549
補助金									
運営費	0	0	68	116	156	159	499	1,068	1,567
交付金									

(注) ただし、金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額が変更されることも想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程にお

いて決定される。

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標	次期以降	総 債 務
財源							期間小計	償 還 額	償 還 額
長期借入金									
償 還 金	2,376	2,381	2,409	2,409	2,409	2,409	14,393	18,811	33,204

4. 災害復旧に関する計画

平成16年9月に発生した台風18号により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

中期目標		中期計画	
別表(学部, 研究科等)		別表(収容定員)	
学 部	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 農学部 獣医学部 水産学部	平 成	文学部 760人 教育学部 220人 法学部 880人 経済学部 760人 理学部 1,200人 医学部 770人 (うち医師養成に係る分野 590人) 歯学部 360人 (歯科医師養成に係る分野) 薬学部 320人 工学部 2,700人 農学部 860人 獣医学部 240人 (獣医師養成に係る分野) 水産学部 860人 (うち水産教員養成に係る分野 60人)
	研 究 科 等		16 年 度

附置研究所	低温科学研究所 ※ 電子科学研究所 遺伝子病制御研究所
-------	-----------------------------------

※は全国共同利用の機能を有する附置研究所

平成16年度	薬学研究科	146人	うち修士課程 86人 博士後期課程 60人	
	工学研究科	1,010人	うち修士課程 574人 博士後期課程 436人	
	農学研究科	495人	うち修士課程 288人 博士後期課程 207人	
	獣医学研究科	86人	(博士課程)	
	水産科学研究科	284人	うち修士課程 164人 博士後期課程 120人	
	地球環境科学研究科	420人	うち修士課程 252人 博士後期課程 168人	
	国際広報メディア研究科	96人	うち修士課程 54人 博士後期課程 42人	
	情報科学研究科	219人	うち修士課程 177人 博士後期課程 42人	
	看護学科	160人		
	理学療法学科	40人		
	作業療法学科	40人		
	衛生技術学科	80人		
	診療放射線技術学科	80人		
	専攻科助産学特別専攻	20人		
	平成17年度	文学部	760人	
		教育学部	220人	
法学部		870人		
経済学部		760人		
理学部		1,200人		
医学部		950人	(うち医師養成に係る分野 590人)	
歯学部		360人	(歯科医師養成に係る分野)	
薬学部		320人		
平成17年度	工学部	2,700人		
	農学部	860人		
獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)		

	水産学部	860人	(うち水産教員養成に係る分野 60人)
平成17年度	文学研究科	413人	(うち修士課程 236人 博士後期課程 177人)
	教育学研究科	153人	(うち修士課程 90人 博士後期課程 63人)
	法学研究科	309人	(うち修士課程 50人 博士後期課程 59人 専門職学位課程 200人)
	経済学研究科	179人	(うち修士課程 92人 博士後期課程 67人 専門職学位課程 20人)
	理学研究科	744人	(うち修士課程 432人 博士後期課程 312人)
	医学研究科	480人	(うち修士課程 40人 博士課程 440人)
	歯学研究科	168人	(博士課程)
	薬学研究科	146人	(うち修士課程 86人 博士後期課程 60人)
	工学研究科	933人	(うち修士課程 574人 博士後期課程 359人)
	農学研究科	473人	(うち修士課程 273人 博士後期課程 200人)
	獣医学研究科	91人	(博士課程)
	国際広報メディア研究科	96人	(うち修士課程 54人 博士後期課程 42人)
情報科学研究科	438人	(うち修士課程 354人 博士後期課程 84人)	

平成17年度	水産科学院	287人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	172人 115人
	環境科学院	463人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	287人 176人
17年	公共政策学教育部	30人	(専門職学位課程)	
平成18年度	看護学科	80人		
	理学療法学科	20人		
	作業療法学科	20人		
	衛生技術学科	40人		
	診療放射線技術学科	40人		
	専攻科助産学特別専攻	20人		
平成18年	文学部	760人		
	教育学部	220人		
	法学部	860人		
	経済学部	760人		
	理学部	1,200人		
	医学部	1,150人	(うち医師養成に係る分野 590人)	
	歯学部	360人	(歯科医師養成に係る分野)	
	薬学部	320人		
	工学部	2,700人		
	農学部	860人		
18年	獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)	
	水産学部	860人	(うち水産教員養成に係る分野 45人)	
平成18年度	文学研究科	413人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	236人 177人
	教育学研究科	153人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	90人 63人
	法学研究科	385人	〔うち修士課程 博士後期課程 専門職学位課程〕	40人 45人 300人
	経済学研究科	156人	〔うち修士課程 博士後期課程 専門職学位課程〕	60人 56人 40人

平成 18 年 度	医学研究科	480人	〔うち修士課程 博士課程	40人 440人〕
	歯学研究科	168人	(博士課程)	
	工学研究科	962人	〔うち修士課程 博士後期課程	680人 282人〕
	獣医学研究科	96人	(博士課程)	
	国際広報メディア研究科	96人	〔うち修士課程 博士後期課程	54人 42人〕
	情報科学研究科	480人	〔うち修士課程 博士後期課程	354人 126人〕
	水産科学院	290人	〔うち修士課程 博士後期課程	180人 110人〕
	環境科学院	506人	〔うち修士課程 博士後期課程	322人 184人〕
	公共政策学教育部	60人	(専門職学位課程)	
	理学院	712人	〔うち修士課程 博士後期課程	419人 293人〕
	農学院	460人	〔うち修士課程 博士後期課程	279人 181人〕
	生命科学院	260人	〔うち修士課程 博士後期課程	178人 82人〕
	専攻科助産学特別専攻 20人			
平成 19 年 度	文学部	760人		
	教育学部	220人		
	法学部	850人		
	経済学部	760人		
	理学部	1,200人		
	医学部	1,355人	(うち医師養成に係る分野	595人)

歯学部	360人	(歯科医師養成に係る分野)
薬学部	320人	
工学部	2,700人	
農学部	860人	
獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)
水産学部	860人	(うち水産教員養成に係る分野 30人)

平	文学研究科	413人	(うち修士課程 236人 博士後期課程 177人)
	法学研究科	385人	(うち修士課程 40人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 300人)
成	経済学研究科	145人	(うち修士課程 60人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 40人)
	医学研究科	480人	(うち修士課程 50人 博士課程 430人)
19	歯学研究科	168人	(博士課程)
	工学研究科	935人	(うち修士課程 680人 博士後期課程 255人)
年	獣医学研究科	96人	(博士課程)
	情報科学研究科	480人	(うち修士課程 354人 博士後期課程 126人)
度	水産科学院	285人	(うち修士課程 180人 博士後期課程 105人)
	環境科学院	514人	(うち修士課程 322人 博士後期課程 192人)
	公共政策学教育部	60人	(専門職学位課程)
	理学院	680人	(うち修士課程 406人 博士後期課程 274人)

平成19年度	農学院	462人	〔うち修士課程 300人 博士後期課程 162人〕
	生命科学院	374人	〔うち修士課程 270人 博士後期課程 104人〕
	教育学院	153人	〔うち修士課程 90人 博士後期課程 63人〕
	国際広報メディア・観光学院	114人	〔うち修士課程 69人 博士後期課程 45人〕
平成20年度	文学部	760人	
	教育学部	220人	
	法学部	850人	
	経済学部	760人	
	理学部	1,200人	
	医学部	1,355人	(うち医師養成に係る分野 595人)
	歯学部	360人	(歯科医師養成に係る分野)
	薬学部	320人	
	工学部	2,700人	
	農学部	860人	
	獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)
	水産学部	860人	(うち水産教員養成に係る分野 15人)
平成20年度	文学研究科	413人	〔うち修士課程 236人 博士後期課程 177人〕
	法学研究科	385人	〔うち修士課程 40人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 300人〕
	経済学研究科	145人	〔うち修士課程 60人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 40人〕
	医学研究科	480人	〔うち修士課程 60人 博士課程 420人〕
	歯学研究科	168人	(博士課程)

平成 20 年 度	工学研究科	935人	(うち修士課程 680人 博士後期課程 255人)
	獣医学研究科	96人	(博士課程)
	情報科学研究科	480人	(うち修士課程 354人 博士後期課程 126人)
	水産科学院	285人	(うち修士課程 180人 博士後期課程 105人)
	環境科学院	514人	(うち修士課程 322人 博士後期課程 192人)
	公共政策学教育部	60人	(専門職学位課程)
	理学院	661人	(うち修士課程 406人 博士後期課程 255人)
	農学院	450人	(うち修士課程 300人 博士後期課程 150人)
	生命科学院	396人	(うち修士課程 270人 博士後期課程 126人)
	教育学院	153人	(うち修士課程 90人 博士後期課程 63人)
平成 21 年 度	国際広報メディア・観光学院	132人	(うち修士課程 84人 博士後期課程 48人)
	保健科学院	26人	(修士課程)
	文学部	760人	
	教育学部	220人	
	法学部	850人	
	経済学部	760人	
	理学部	1,200人	
医学部	1,355人	(うち医師養成に係る分野 595人)	
歯学部	360人	(うち歯科医師養成に係る分野)	
薬学部	320人		
工学部	2,700人		

	農学部	860人	
	獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)
	水産学部	860人	
平成21年度	文学研究科	413人	(うち修士課程 236人 博士後期課程 177人)
	法学研究科	385人	(うち修士課程 40人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 300人)
	経済学研究科	145人	(うち修士課程 60人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 40人)
	医学研究科	470人	(うち修士課程 60人 博士課程 410人)
	歯学研究科	168人	(博士課程)
	工学研究科	935人	(うち修士課程 680人 博士後期課程 255人)
	獣医学研究科	96人	(博士課程)
	情報科学研究科	480人	(うち修士課程 354人 博士後期課程 126人)
	水産科学院	285人	(うち修士課程 180人 博士後期課程 105人)
	環境科学院	514人	(うち修士課程 322人 博士後期課程 192人)
	公共政策学教育部	60人	(専門職学位課程)
	理学院	661人	(うち修士課程 406人 博士後期課程 255人)
	農学院	450人	(うち修士課程 300人 博士後期課程 150人)

平成 21 年 度	生命科学学院	396人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	270人 126人
	教育学院	153人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	90人 63人
	国際広報メディア・観光学院	135人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	84人 51人
	保健科学院	52人	(修士課程)	

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	254,154
施設整備費補助金	822
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	13,923
国立大学財務・経営センター施設費交付金	753
自己収入	185,319
授業料及入学金検定料収入	58,673
附属病院収入	124,043
財産処分収入	0
雑収入	2,603
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	42,278
長期借入金収入	254
計	497,503
支出	
業務費	412,429
教育研究経費	248,609
診療経費	109,759
一般管理費	54,061
施設整備費	1,829
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	42,278
長期借入金償還金	40,967
計	497,503

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 238,255百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人北海道大学役員退職手当規程、国立大学法人北海道大学職員退職手当規程及び国立大学法人北海道大学契約職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の person 費相当額及び管理運営経費の総額。
L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ④「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑤「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑥「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑦「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑧「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑨「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑩「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑪「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑫「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑬「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要な person 費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑭「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑮「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑯「附属病院収入」：附属病院収入。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A (y) = D (y) + E (y) + F (y) + G (y) - H (y)$$

- (1) $D (y) = \{D (y - 1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D (x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D (x)$
- (2) $E (y) = E (y - 1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$
- (3) $F (y) = F (y - 1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$
- (4) $G (y) = G (y)$
- (5) $H (y) = H (y)$

D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑥) を対象。

E (y) : 教育研究診療経費 (⑦)、附置研究所経費 (⑧)、附属施設等経費 (⑨) を対象。

F (y) : 教育等施設基盤経費 (③) を対象。

G (y) : 特別教育研究経費 (⑩) を対象。

H (y) : 入学料収入 (④)、授業料収入 (⑤)、その他収入 (⑫) を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B (y) = I (y) - J (y)$$

- (1) $I (y) = I (y)$
- (2) $J (y) = J (y - 1) + K (y)$
[$K (y) = J' (y) \times \lambda (\text{係数}) - J' (y)$]

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y) : 一般診療経費 (⑬)、債務償還経費 (⑭)、附属病院特殊要因経費 (⑮) を対象。
J (y) : 附属病院収入 (⑯) を対象。(J' (y) は、平成16年度附属病院収入予算額。
K (y) は、「経営改善額」。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L (y) : 一般管理費 (①) を対象。

M (y) : 特殊要因経費 (⑩) を対象。

【諸係数】

- α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。
 β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
 γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
 λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去3年間の収入実績等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、運営費交付金算定ルール及び「施設・設備に関する計画」により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	468,658
經常費用	468,658
業務費	433,686
教育研究経費	67,651
診療経費	68,778
受託研究費等	30,544
役員人件費	1,206
教員人件費	154,694
職員人件費	110,813
一般管理費	13,849
財務費用	6,914
雑損	0
減価償却費	14,209
臨時損失	0
収入の部	483,942
經常収益	483,941
運営費交付金	248,577
授業料収益	48,019
入学金収益	7,605
検定料収益	1,948
附属病院収益	124,043
受託研究等収益	30,544
寄付金収益	11,240
財務収益	0
雑益	2,603
資産見返運営費交付金等戻入	3,648
資産見返寄付金戻入	262
資産見返物品受贈額戻入	5,452
臨時利益	1
純利益	15,284
総利益	15,284

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	502,782
業務活動による支出	445,512
投資活動による支出	11,024
財務活動による支出	40,967
次期中期目標期間への繰越金	5,279
資金収入	502,782
業務活動による収入	481,751
運営費交付金による収入	254,154
授業料及入学金検定料による収入	58,673
附属病院収入	124,043
受託研究等収入	30,544
寄付金収入	11,734
その他の収入	2,603
投資活動による収入	15,498
施設費による収入	15,498
その他の収入	0
財務活動による収入	254
前期中期目標期間よりの繰越金	5,279

[注]施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注]前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額を含む。
金額：5,279百万円